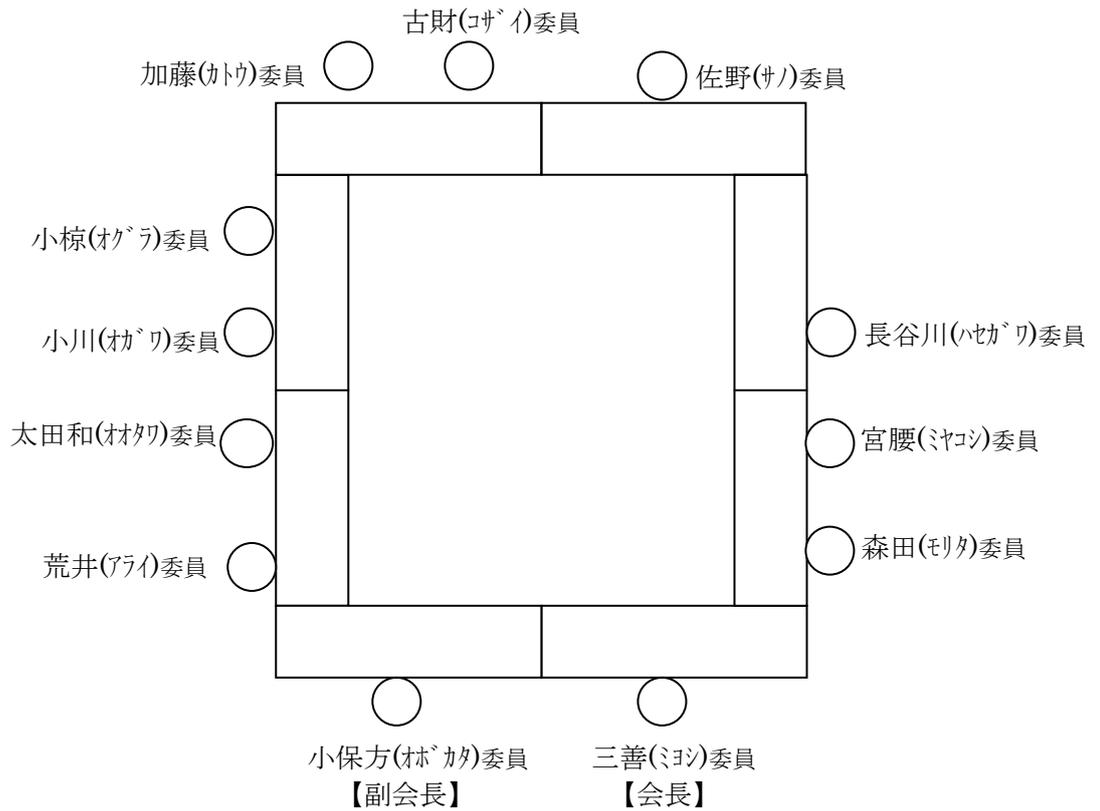
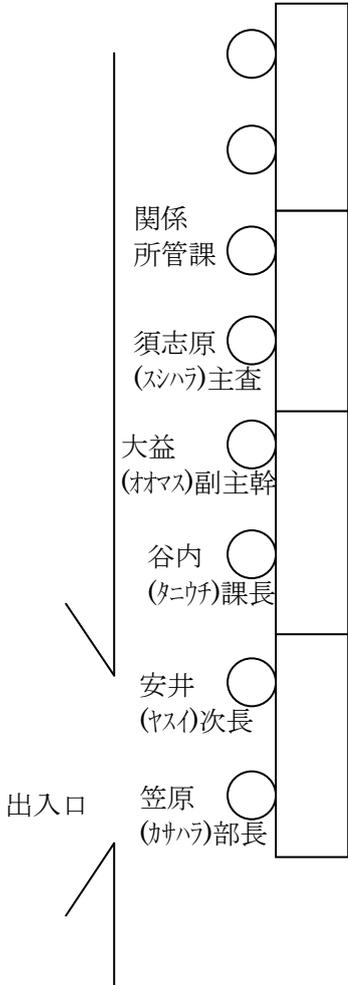
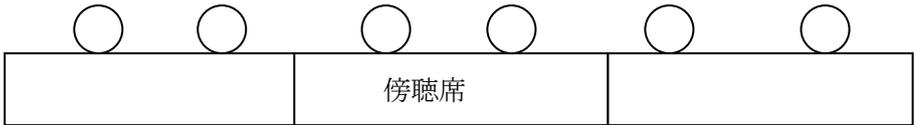


男女共同参画推進審議会席次表

〔平成 25 年 1 月 31 日（木）午前 10 時～正午 5 階 研修室 AB〕



市川市男女共同参画推進審議会委員出欠名簿
【平成24年度第2回(1月31日)審議会開催分】

	委員氏名	出欠状況	分野	職業等
1	みよし かつよ 三善 勝代	出席	学識経験者	和洋女子大学教授
2	おほかた としこ 小保方 稔子	出席	学識経験者	帝京平成大学教授
3	みやこし なおこ 宮腰 直子	出席	法曹	弁護士
4	こさい みえこ 古賤 美枝子	出席	教育分野	国府台女子学院中学部教頭
5	おおたわ まこと 太田和 誠	出席	教育分野	市立中学校長
6	おおたか きわむ 大高 究		医療分野	医師
7	あらい まこと 荒井 誠	出席	労働分野	市川青年会議所
8	とさか こうじ 戸坂 幸二		労働分野	市川商工会議所
9	おおさこ じゅんこ 大迫 淳子		労働分野	市川公共職業安定所
10	もりた のぶこ 森田 信子	出席	労働分野	千葉銀行
11	おがわ たかひろ 小川 隆啓	出席	福祉分野	市川市社会福祉協議会
12	かとう ちえこ 加藤 知恵子	出席	保健分野	市川市保健推進協議会
13	おぐら ゆい 小椋 唯	出席		市民公募
14	さの みやこ 佐野 美也子	出席		市民公募
15	はせがわ なおみ 長谷川 直美	出席		市民公募

■市川市男女共同参画基本計画第4次実施計画 事業別一覧(平成24年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料から一部抜粋)

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進								
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画								
1	人材登録台帳の再構築、活用	男女共同参画課	様々な分野において知識・能力のある女性を多数台帳登録し、活用を図ることにより、女性の登用促進に努める。	登録済人数	90人	84人	90	人材台帳の整備に向け、情報収集を行っている最中であり、登録人数に増加はなかったが、台帳の利用が2件あった。台帳への登録を積極的に呼びかける。
2	各種審議会等への女性委員の参画推進	男女共同参画課	各種審議会委員等において女性の登用の促進を図るため「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」を見直し、女性委員の登用に担当部署に対し要請する。	各種審議会等の女性委員割合	26%	27.4% (平成24年4月1日現在)	100	「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」を改正し、平成23年4月1日現在の調査結果(女性委員の割合26.4%)に基づき、目標数値に達しない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。平成24年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等5のうち、女性委員のいない審議会数は5。
3	審議会等委員の市民公募促進	男女共同参画課	意欲と能力のある男女が参画できるよう、市民公募枠の設定を担当部署に対し要請する。	公募枠委員のいる審議会総数	11	6 (平成24年4月1日現在)	50	平成23年4月1日現在の調査で、女性委員割合が目標に達していない部署へ改善計画書の中で、市民公募枠の設定を選択肢の一つとして設けた。公募や市民団体からの推薦など、市民等の参加を促進し、附属機関の活性化を進める。
4	市女性職員の管理職昇任選考試験の受験促進	男女共同参画課	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、市女性職員が管理職昇任選考試験を積極的に受験するよう啓発を行う。	女性の受験者数(主幹職)	平成22年度より増	42名 (平成22年度は54名)	70	女性職員の受験促進について庁内に通知したが、主幹職の女性受験割合は、10.1%であり、前年度の12.7%より減少した。課長職の女性受験者は、7名であり、前年度の5名より増となった。
5	女性管理職登用にに向けた参画機会の環境整備	義務教育課	学校運営の各分野において一方の性別に偏らない登用のため、意欲と能力のある女性に機会を提供する。	女性管理職(校長・副校長・教頭)の割合	14%	13%	90	関係部署と連携を図り引き続き啓発を行う。校長会や学校訪問時に女性管理職の登用促進について積極的に呼びかける。
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援								
6	ボランティア活動等の普及・啓発事業	ボランティア・NPO課	男女が進んで自治会や市民活動等への参画やボランティア活動に参加できるよう啓発活動を行うとともに、女性の地域社会の参画を広げるための取り組みを推進する。	「ボランティア・NP OWeb」登録件数	280件	300件	100	夏休みボランティア体験事業の実績は、80メニューで延べ1,747人の参加があった。今後も市民活動情報を充実させるため、ボランティア・NP OWebや情報誌を積極的に周知していく。
7	自治会活動活性化事業	地域振興課	市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材育成を図るため、総務企画部員と女性会長との意見交換会を年1回開催するように努める。	開催回数	1回/年	1回/年	100	平成23年9月29日に女性会長との意見交換会を開催し、9名の女性会長と自治会連合協議会役員5名との出席が得られ、有意義なので今後も是非継続して欲しいとの意見が出された。
8	男女共同参画センター貸館事業の推進	男女共同参画課	男女共同参画を推進する市民団体等の活動場所および情報の提供。	利用率	48%/年	47.7%/年	90	男女共同参画センターの予約システムを市の公共施設予約システムに移行したことにより、同時に他の施設の空き状況が確認できるようになったり、曜日や時間帯を限定した空き状況の確認も可能となった。利用団体数は、延べ4,917団体。更なる周知を行っていく。
9	男女共同参画課ホームページの充実	男女共同参画課	男女共同参画に関する最新の情報を提供する。	ホームページの更新回数	30回/年	63回/年	100	男女共同参画センターで開催する講座等の案内ページや貸館業務に関するページを更新したり、男女共同参画週間などの周知を行うページの作成などを適宜行った。詳細な情報をホームページに掲載していく。
10	婦人消防クラブ活動事業	警防課市民防災担当室	一般家庭からの火災を防止するため、各会員が火災予防知識、火災時の適切な処置方法を習得するとともに、地域における女性防災リーダーの育成を図る事を目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、知識や技術を習得させ地域の女性防災リーダーとして活躍できるよう支援する。	救命講習、訓練回数	16回/年	12回/年	70	入会者も数名いるものの退会者の方が圧倒的に多く、また、平均年齢も高くなってきているため、若い女性に入ってもらえるような魅力あるボランティア活動ができる組織づくりを目指す。
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進								
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮								
11	男女共同参画センター講演会事業	男女共同参画課	男女共同参画を推進するための講演会を開催する。	参加者数	350人/年	166人/年	40	主催講演会「子どもの発達プロセスを知らば子育てはこわくない(宮本まき子氏)」を1回、共催講演会を1回開催した。今後は、男性の参加が増えるような講演会を実施していく。
12	広報等による男女共同参画情報の発信	男女共同参画課	男女共同参画に関する情報を広報・ホームページ等を利用し積極的に発信する。	広報紙への情報提供回数	15回/年	18回/年	100	講座開催やDV相談に関する記事を掲載した。講座の模様を、地域情報誌やケーブルテレビにより紹介された。今後は、市広報以外の情報発行手段も積極的に確保する。
13	男女共同参画センターロビーの充実・活用	男女共同参画課	男女共同参画センターを利用する団体相互の情報交換の場として充実させる。また、講座開催や国・県・関係機関等の資料を配置して情報提供を行う。	—	—	—	—	男女共同参画センターを利用している団体用が情報発信できるボックスの整備を行った。また、関係資料の配置や整備を行った。さらにセンターの周知を行う。
14	講演会・イベント等での人権啓発	男女共同参画課	人権に関する情報の広報・啓発を行う。	講演会参加者数	430人/年	350人/年	80	人権週間の啓発イベントとして、11/19にヒューマンフェスタいちかわを行い、松井久子監督講演と最新作「レオニー」を上映。参加者のアンケートでは、98%の方が「良かった」という結果であった。さらにPRを積極的に行い、集客を図る。
15	青少年有害図書の見直し	地域教育課(少年センター)	性的商品化、暴力表現等を有する図書の取扱自粛要請及び立ち入り調査を実施する。	研修会の実施	2回/年	2回/年	100	コンビニ等において、少年にとって有害図書等の区分陳列の指導及び県条例等の情報提供、研修会を実施した。さらに、関係諸機関との連携を図る。
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進								
16	男女平等保育の推進	保育課	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等保育を推進する。	公設公営の実施園数	21園/21園	21園/21園	100	21園全園で実施。今後も継続的に実施する。
17	男女平等教育の推進	各幼稚園(就学支援課)	個々具体的な事例や場面に応じて、性別、個性、能力に配慮した男女平等教育を推進する。	公立の取組園数	8園/8園	8園/8園	100	運動会など種目によって体力差等を考慮している。今後も継続的に実施する。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進								
18	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育	指導課	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をする。	全小・中学校で人権教育に取り組む。(全小・中・特別支援学校数56)	全小・中・特別支援学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	56校	100	全小・中・特別支援学校で人権教育の推進体制を整え、人権週間等に取り組んだ。教職員の人権意識を高め、児童生徒の人権への興味関心を深める。
19	進路指導ノート「輝かしい未来に向かって」の活用	指導課	個性と能力に応じ、自立できるような進路指導を行うため、男女平等の視点に立った進路指導計画の見直しを行うなど指導の推進、充実を図る。	全小学校・特別支援学校へ各学年分2部、全中学校へ各学年分10部ずつの資料を配付する。	全校へ配付	全校へ配付	100	各小・特別支援学校各学年分2部、各中学校に各学年分10部とデータCDを配付した。今後も配付予定である。
20	エイズ教育に関する教育講演会	保健体育課	思春期における男女の心身の健全な発達のため、エイズ等の講演会を開催する。	エイズ講演会実施回数	延べ8回/年	7回/年	80	学校内の組織である学校保健委員会、ヘルシースクール推進委員会等を中心に進めている。男女双方とも参画しやすいように配慮している。年々実施する学校が増えている。更に活性化するように働きかける。
21	生徒指導・教科領域指導に関する研究・研修	指導課	発達段階や性別にも配慮しつつ、男女共同参画意識を持った学校運営がなされるよう関係者の研修会を実施する。	各研修会の実施回数	6回/年	6回/年	100	市内小・中学校の生徒指導主任56名が集まり、生徒指導の状況・把握と指導主事より指導・助言を行った。今後も研修会を実施していく。
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進								
22	教育相談事業	教育センター	子育てをすすめる中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことで、悩みの解消を図り、幼児・児童・生徒の健全育成を図る。	相談件数	前年度より増加	5,551件/年(平成22年度は5,381件)	100	相談に父親の来所をお願いする。母親を支える父親の視点を父親に伝えていく必要がある。
23	家庭教育学級運営事業	生涯学習振興課	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会を提供する。	①学級開催数 ②参加延べ人数	①450回/年 ②16,750人/年	①438回/年 ②13,668人/年	80	父親も参加しやすい講座運営をすると共に父親の参加呼びかけを積極的に行う必要がある。
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進								
24	男女共同参画センター講座開催	男女共同参画課	男女共同参画社会の実現に向けた各種の講座を開催する。男女共同参画センターの更なる周知や若年層の利用促進に向けた分野の講座も実施していく。	参加者数	500人/年	541人/年	100	主催講座を9本、28回開催した。参加者の割合は、男性が3割、女性が7割であり、男性の参加が少ない。参加者アンケートによる満足度は、96.7%であった。今後は若年層や男性など幅広い世代の参加を促すため、夜間や土日の開催を行っていく。
25	情報資料室の充実	男女共同参画課	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民に提供する。	資料閲覧者数	800人/年	850人/年	100	市川駅南口図書館の開館に伴い、利用者が減少している。利用者の増加に向け、資料室のPRを積極的に行う。
26	保育付講座の実施	公民館センター	子育て世代が学習活動に参加しやすいように、保育(託児)付き講座を開催する。	講座数	13講座/年	7講座/年	50	子育ての不安や課題の解決・健康づくり等をねらいとして講座を開催し、幼児をもつ親たちの学習機会を提供に努めた。託児の際の保育士の安定確保のため、他部署との連携や人材の登録等の方法を検討する必要がある。
27	公民館での各種講座の実施	公民館センター	男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫し講座の充実を図る。	講座数	95講座/年	87講座/年	90	土曜・日曜・夜間に講座を開催し、性別・年代を問わず学習機会を提供できるよう努めた。土曜・日曜開催 83講座 夜間開催 4講座 一般を対象にした講座では年代が偏るため、年齢層を絞って講座を開催し、全年代に対応した学習機会を提供する必要がある。
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現								
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援								
28	若年者等就労支援事業	雇用労政課	若年者等が気軽に立ち寄れるジョブサポートいちかわを開設し、毎週火曜日～金曜日の午後15時から個別相談、適職診断を実施する。	①利用人数 ②就職者数	①利用者数 105人/年 ②うち就職者数 19人/年	①利用者数 85人/年 ②うち就職者数 2人/年	40	厳しい雇用情勢から就職に結びつかないが、個別相談により仕事や就職活動で悩んでいる方のさまざまな支援になっている。さらにジョブサポートいちかわのPRに努める。
29	家族経営協定締結の推進	農政課	家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかける。	協定締結数	13件	9件	60	家族経営協定締結に向けて働きかけを行ったが、農家によって、意識の差がある。
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進								
30	労働相談事業	雇用労政課	賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じる。	相談対応可能数	139人/年	134人/年	90	勤労者や事業主が抱える労働問題の解決に向けて支援ができた。労働相談事業のPRに努める。
31	企業への男女共同参画啓発	男女共同参画課	事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の推進に関する啓発を行う。	啓発活動の回数	1回以上/年	1回/年	100	子育て支援課主催のワーク・ライフ・バランス推進セミナー参加者へ、ワーク・ライフ・バランスのリーフレットを配布した。今後も関係部署と連携し、事業を進める。
32	一般事業主行動計画策定支援事業	子育て支援課	次世代育成支援対策推進法の改正により、従業員数101人以上の企業において一般事業主行動計画の策定が義務付けられたことを受け、対象となる市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援する。	サンプル等の配布	80社/年	60社/年	70	市内企業(従業員数101人以上60社、それ以外446社)に、厚生労働省が作成した、一般事業主行動計画の策定義務・内容・公表周知・届出等について記載したパンフレットを郵送し、計画策定の支援を行った。サンプル配布後の調査では、101人以上の企業で一般事業主行動計画未策定は2社。
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備								
33	保育園整備計画事業	保育計画推進課	仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備する。	①施設整備予定数 ②増加定員数	①3園/年 ②180名/年	①4園/年 ②143名/年	80	新設保育園1園の整備に加え、増改築、分園設置等により143名の定員増を図った。待機児童解消のため、保育園整備だけでなく、多様な保育サービスの施策を推進していく。
34	保育クラブ整備事業	青少年育成課	保育クラブの入所待機児童の解消に向け、整備・拡充を図る。保護者が仕事などで、放課後子どもの面倒がみられない場合、小学校1～3年生までを対象に放課後保育クラブを開所している。(4年生は一部入所)	待機児童解消消率(4月末日現在)	100%	99.9%(入所者数 3,110人、待機2人)	90	23年度は2名の待機者が発生した。待機児童をださないよう、施設や人材の確保に努める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
35	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」に対し、支援内容の充実や会員確保のサポートに努め、仕事と子育ての両立支援をバックアップする。	活動件数	10,000件/年	10,079件/年	100	依頼会員:3,743人 協力会員:255人 両方会員:498人 協力会員の高齢化が進んでおり、次代につながるためにも新規協力会員の確保が必要。
主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実 個別課題11 生活の場での自立の推進								
36	両親学級	保健センター健康支援課	妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、妊娠・出産・育児ができるよう援助する。	実施回数	24回/年	24回/年	100	初産婦数(2205人)に対し母親学級・両親学級参加率が63.9%のため参加率が横ばいである。
37	防犯対策事業	防犯課	誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施する。	ボランティアパトロール登録者数	3,500名	2,817名	80	キャンペーンやイベント等の広報活動で登録を呼びかける事により、登録人数増となっているが、目標登録人数実績は、80.5%に留まっている。登録者は、60歳代・70歳代(約60%強を占める)が中心となっていることから、今後、若年層への取り組みを強化したい。
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり								
38	家庭保育事業	保育課	認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進する。	①家庭保育員数②保育児童数(延べ)	①32人 ②751人/年	①23人 ②300人/年	50	利用児が保育園に入園できる件数が多かったことで利用人数として増加はなかったが、少人数保育の良さを感じ利用を希望する方もいる状況である。今後も安全面を重視し実施していく。
39	病後児保育事業	保育課	子育てのための環境整備として多様な保育サービスを推進する。(病後児保育施設の拡充)	実施施設数	4箇所	4箇所	100	市内4箇所(診療所2箇所、保育所2箇所)で実施しており、概ね市内全域をカバーできている。より利用しやすいよう、実施箇所数の増などについて検討していく。
40	家庭児童相談事業	子育て支援課	児童虐待相談の通報窓口機能を持つとともに、家庭児童相談員が、要保護児童に対する調査、支援計画の作成、支援の実施を行う。また、発達や育児の不安、養育環境に関する様々な相談に対応し、育児不安の解消や虐待の未然防止を図る。	相談件数	3,000件/年	3,195件/年	100	電話、訪問、庁内面接等に対応。必要に応じ、支援計画を作成し、効果的に支援を実施する。引き続き、必要に応じた父親への指導、支援を行っていく。
41	要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関と協力・連携し、要保護児童等に係る情報を共有し、支援内容の検討・評価・進捗管理を行う協議会を設置する。	支援世帯(実)	200世帯/年	293世帯/年	100	代表者会議を年2回、実務者会議を年12回、個別ケース会議を年45回実施。性差に関係なく、より多くの意見を発信、吸収できる場とする。
42	養育支援訪問事業	子育て支援課	児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。	利用件数(延訪問日数)	360日/年	61日/年	10	4世帯92時間利用。産後家庭訪問ホームヘルプサービスやひとり親家庭支援ホームヘルプサービスなど、他のヘルパー派遣制度が充実し、実績は減少しているため、利用目的の見直しが必要と考える。
個別課題13 障害者家庭とひとり親家庭等の自立支援								
43	雇用促進奨励金	雇用労政課	市内居住の高年齢者、障害者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付する。	交付金支給数	高年齢者96件・障害者13件・母子家庭の母7件・重度障害者22件・合計138件(828月分)/年	高年齢者131件・障害者5件・母子家庭の母22件・重度障害者31件・合計189件(1,134月分)/年	100	年間で合計189件、1,134月分の交付金を支給した。
44	障害者職場実習奨励金	雇用労政課	市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付する。	障害者職場実習奨励金	75件/年	99件/年	100	障害者の社会参加に向けた支援ができた。制度のPRに努め、障害者の就労につなげていく。
45	障害者相談支援事業	障害者支援課	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助などを行う。(三障害を包括した基幹的な拠点とともに、市直営の相談支援拠点(3か所)による体制整備を推進し、相談支援サービスを提供する)	箇所数	4か所	4か所	100	前年度に引き続き、直営3箇所(基幹型支援センター)を加えた4箇所による障害者相談支援を実施した。障害者自立支援法の改正による相談支援の枠組みの見直しを踏まえ、民間の「指定特定相談支援」「指定一般相談支援」を含めた総合的な相談支援体制を構築していく。
46	ひとり親相談事業	子育て支援課	ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行う。	相談件数	1,000件/年	511件/年	50	必要に応じ、ひとり親へ支援サービスの提案や、子育ての助言等を実施。相談内容の改善や就労等につながっているが、利用者の拡大のため、周知を強化する。
47	母子自立支援プログラム作成事業	子育て支援課	児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が面接に応じ就労支援プログラムを作成し、自立を支援する。	利用者数	5件/年	0件/年	0	ハローワーク市川にマザーズコーナーができたことなどから利用者が減少した。利用者の拡大のため、周知を強化する。
48	母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点点措置	市営住宅課	経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行う。	母子世帯新規入居者数	10世帯/年	12世帯/年	100	住宅に困窮しているひとり親世帯が市営住宅に応募した場合、加点点措置を行い、平成23年度に入居を申し込んだ12世帯が新たに入居した。
個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援								
49	年金相談の実施	国民年金課	高齢者の安定した老後生活に向け年金、福祉サービスに関する情報提供及び相談を行う。	相談回数	24回/年	24回/年	100	年間の目標である相談回数を達成した。今後財政的な問題で継続出来るかが心配される。
50	施設整備事業	高齢者支援課	介護者や要介護高齢者が安心して生活できるように在宅介護支援施設を充実させると共に、施設整備の促進を図るため整備費用の一部を補助金として交付する。	施設整備数(定員)	2カ所(定員150人)/年	0カ所/年	0	震災等の影響により、年度内の開設に遅れが生じた。しかし、整備予定2カ所のうち、1カ所(定員50名)については、24年6月に開設となった。建設用地を確保することが課題である。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
51	地域ケアシステム推進事業	地域福祉支援課	地域ケアシステムが多くの住民を巻き込みながら、課題解決へ向けての活動を展開できるよう支援を行う。また、地域住民が主体となって地域の福祉課題の解決に取り組めるよう、サロン活動から見守り・支援活動や小地域における支え合い活動に活動内容を拡大していけるよう支援を行う。なお、平成21年度末の現状では、各種会議等開催頻度や、サロンの実施回数に地区ごとのバラつきがあることから、全体の底上げを意識して支援を行う。	①地域ケア推進連絡会等開催数 ②サロン開設数	①168回/年 ②100ヶ所/年(内容充実)	①61回/年 ②84所/年	50	会議開催数、サロン数とも目標を下回ったが、拠点来所者、サロン開催回数・参加人数とも前年をはるかに上回った。さらに地域ケアシステムの認知度を向上させ、事業の周知を行った。地域ケア推進連絡会のプラットフォーム化の推進、地域福祉を担う人材の発掘・育成等を行う。
52	権利擁護事業	地域福祉支援課	高齢者の虐待の相談や権利擁護の啓発などを行なう。生活上に何らかの問題を抱え、解決できずに困難な状況にある高齢者に対し、安心して生活が出来るよう、専門的・継続的な視点から権利擁護としての支援を行う。	活動回数 ①虐待防止ネットワーク会議 ②虐待防止研修	①全体会を年2回、実務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	①全体会を年2回、実務者会議を年2回実施 ②専門職向け研修及び市民向け研修を各年1回実施	100	虐待防止研修については参加者を増やすため、周知に努め、開催日時についても考慮する。研修会の参加人数を増やしていく。
53	家族介護支援事業	地域福祉支援課	要介護被保険者等の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。また、認知症サポーターの養成講座を開催する。	講座開催数	11箇所の在宅介護支援センターが年44回実施	44回実施	100	参加者(特に男性)を増やすため、周知に努めている。
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進								
54	女性のための相談	男女共同参画課	女性のためのさまざまな問題解決に向けた相談を行う。	相談可能体制	相談員1日3名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日は週2日であった	60	10月から配偶者暴力相談支援センターを開設したことで、相談件数が増加したため、新たに相談員2名を採用し、3人体制で強化したが、4月～12月までは、2人体制で対応した。今後も相談体制を強化していく。
55	DV専門相談員スキルアップ	男女共同参画課	相談員は、研修参加、ケース検討会議の実施等、スキルアップを図る。	研修および会議回数	11回/年	22回/年	100	県主催のDV対応初任者研修、中級者研修、スーパーバイズ研修、婦人相談員研修等に参加した。また、配偶者暴力相談支援センター開設からは月1回ケース検討会議を実施して相談員のスキルアップに努めた。
56	民事相談事業	総合市民相談課	市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をする。	相談対応可能件数	10,000件/年	10,713件/年	100	各種相談内容を拡充したことにより相談件数が目標数値を上回った。
主要課題5 生涯を通じた健康支援								
個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持推進								
57	健康相談	保健センター健康支援課	ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。	相談対応可能件数	電話相談 450回/年 面接相談 75回/年 栄養相談 490回/年 (合計1,015回/年)	電話相談 455回/年 面接相談 93回/年 栄養相談 1,173回/年 (合計1,721回/年)	100	所内、電話などをはじめ、随時相談は受付しており、依頼の健康教育の中でも相談を受けている。相談内容によっては他課を紹介しており、その後の連携が課題である。
58	訪問指導	保健センター健康支援課	心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図る。	訪問件数	130件/年	57件/年	40	訪問件数は減少しているものの、精神疾患やメンタル的に不安定な対象者が増加しており、1件、1件に時間を費やすことが多い現状である。対応できるマンパワーの確保が課題である。
59	健康教育事業	保健センター健康支援課	生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をする。	実施回数	食生活講座 20回/年 一般健康教育 260回/年 (合計 280回/年)	食生活講座 18回/年 一般健康教育 259回/年 (合計 277回/年)	90	市民から、健康に関するテーマでの依頼は多い状況である。高齢者の参加が多く、働く世代や若年層への働きかけが課題である。
個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援								
60	健康づくり支援事業	保健センター健康支援課	市民が主体となり健康上の課題の解決に向け行動できるよう保健推進員、食生活改善推進員と協力して支援し、地域の健康水準の向上を図る。	地域支援グループ数	10グループ/年 (91回1,500人)	9グループ/年 75回1278人	80	現在、9グループが継続して、健康づくりに取り組んでいる。高齢者が多い状況だが、中年にも働きかけていく必要性を感じている。
61	母子健康教育事業	保健センター健康支援課	妊娠初期から乳幼児・学童・思春期の子どもと保護者を対象に、ライフサイクルに応じた知識の普及等を行い、健やかな成長ができるよう支援する。	セミナー開催回数	依頼健康教育 49回/年 セミナー 2回/年 母親学級 28回/年 栄養 129回/年 (合計208回/年)	依頼健康教育 36回/年 セミナー 2回/年 母親学級 28回/年 栄養 132回/年 (合計198回/年)	90	育児に対する健康教育の依頼は増えている。情報が錯綜する現在で専門職の話が聞ける機会としてこれからも増える傾向。母親学級は初妊婦を対象に行っている。
62	母子健康手帳および父子手帳(お父さん手帳)の交付	保健センター健康支援課	妊娠届けを出した方に、母子の健康管理の状況を記録する母子健康手帳を交付します。併せて父親に対して子育てへの関心を高めるとともに育児参加が図られるよう父子手帳を交付する。	交付数	5,200冊/年	4,850冊/年	90	医療機関にて妊娠が確定して妊娠届出書にて母子手帳と父子手帳を発行している。母子手帳に夫の育児参加の内容が盛り込まれる予定となっている。父子手帳との重複を避けるため内容の見直しが必要。
63	妊婦健診の公費負担拡大	保健センター健康支援課	安心して出産できる環境整備を推進し、健やかな出産・子育て支援につなげていくために、妊婦健康診査の公費負担をする。	実施回数	14回/年	14回/年	100	母子手帳交付時に受診票を配布し、受診を勧めている。年1～2件飛び込み出産があり、今後も妊婦健診の周知徹底が必要である。
64	母子訪問事業	保健センター健康支援課	新生児及び1～2か月児をはじめ、妊産婦・乳幼児等の家庭に訪問し、妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の保持増進を図る。	訪問件数	6,000件/年	6,332件/年	100	3か月未満児に対し全戸訪問、及び随時必要時家庭訪問、電話相談、面接を行っている。
65	地域交流・健康づくり	高齢者支援課	地域の身近な場所で「いきいき健康教室」を実施し、仲間づくりや健康づくりを推進する。	教室数	82教室/年	82教室/年	100	65歳以上の高齢者を対象に介護予防として体操教室を行っている。会場数は年々増加傾向であり85%は女性の参加者である。男性の参加率の向上が課題である。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
66	健康診査事業	保健センター 疾病予防課	生活習慣病を予防するため特定健康診査等を40～74歳の国民健康保険加入者等に実施。がん検診・肝炎検診については市民対象に実施。	受診率	62%	特定健康診査 受診率43.6%	70	平成23年度対象者80,793人全員へ受診券を個別送付した。また、年度途中に未受診者へ受診勧奨通知も実施した。受診率の更なる向上が課題である。
67	社会環境浄化活動・啓発活動・健全育成活動	地域教育課 (少年センター)	補導活動とともに非行を防止するためのポスターやちらしなどの作成と配布。 薬物乱用防止のためのキャンペーンを実施する。	意識啓発のための講演会等の実施	2回/年	2回/年	100	市内3箇所を会場として、学生ボランティア等による薬物乱用防止キャンペーンを実施した。参加ボランティアの更なる参加者の拡大を図る。
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実								
68	健康増進指導事業	保健センター 健康支援課 (健康増進センター)	運動を主体とした健康の保持増進及び生活習慣の改善のため、体力測定や問診調査に基づく保健・栄養・運動指導を実施し、健康増進に努める。 また、骨粗鬆症対策として、骨密度測定と予防法を指導することにより、高齢者の骨折をきっかけとしてなりやすい寝たきり予防も実施。	利用者数 ①トレーニング ②骨密度	①18,981人/年 ②2,600人/年	①18,839人/年 ②2,402人/年	90	トレーニング利用者については目標値を上回り骨密度測定は回数では前年より多く測定しているが利用者数で下回った。利用者を増やすためのアピールを再度検討する。
69	多目的ルームの貸出	保健センター 健康支援課 (健康増進センター)	女性参加者の多い集団体操を行う他、市民の健康増進のため運動サークルの活動の場として施設を貸し出す。	利用件数	180件/年	170件/年	90	研修室の有料貸出件数は目標値を下回ったが新規団体の利用があった。
主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶								
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり								
70	DV防止基本計画の策定	男女共同参画課	DV防止に向け、総合的に施策を推進するため基本的な計画を策定する。	DV防止基本計画の策定	策定	平成23年8月策定	100	平成23年8月にDV防止基本計画を策定し、同年10月に配偶者暴力相談支援センターの機能を設置した。計画に基づき、DV対策を着実に進めて行く。
71	広報等による人権啓発	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援								
72	女性のためのDV専門相談員相談	男女共同参画課	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
73	女性弁護士による女性のための法律相談	男女共同参画課	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
74	加害者への更生支援の調査・研究	男女共同参画課	加害者に対する再発防止更生プログラムの研究をする。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
75	子ども家庭総合支援センター事業	子育て支援課	子ども子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
76	DV被害者支援ネットワーク会議の実施	男女共同参画課・ 子育て支援課	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加してもらい、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について協議し、連携を深める。					DV防止基本計画へ進行管理を移行
主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協力の推進								
個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進								
77	異文化交流事業	国際交流課	姉妹都市、友好都市交流はもちろん、在住外国人と地域住民の理解を深め、双方の歴史や文化などを紹介するとともに講演会や体験会を開催し、交流の機会を提供する。	参加者数	3,000人/年	いちかわドイ ツデー 9,400人/2日	100	異文化を紹介するイベントを通じ、目で見て感じることで理解を深め、多文化共生の推進を図ることが出来た。今後とも在住外国人の参加者数の増加を図る。
78	市川市国際交流協会補助事業	国際交流課	外国人が地域の中に溶け込み、相互理解を深める機会を提供するため、国際交流を積極的に行っている民間の団体に対し、資金援助及び活動場所を提供することにより、国際的な視野を持った人材の育成や地域における国際理解・国際交流の促進を図る。	—	—	—	—	日本語教室をはじめとする在住外国人に対する各種支援事業や青少年交流事業など、市民主体の国際交流事業を支援することで、国際理解や国際交流の促進を図るとともに、外国人にも生活しやすい環境作りへ寄与することができた。
個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会								
79	外国人相談窓口	国際交流課	外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。	外国人相談窓口相談者数	1,500人/年	2,288人/年	100	本庁・支所に窓口を開設し、日常生活に関する情報提供や、行政手続きのサポートなどを行なった。
80	外国人向けの各種情報提供の充実	国際交流課	言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット、電話、情報誌での情報提供および外国語版の情報誌等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実を図る。	—	—	—	—	テレホンガイド事業を発展解消し、多言語電子メール配信事業を開始した。平成23年度は、システムを構築し、平成24年1月から3月まで実施した。今後は、登録者数の増加や、英語以外の言語の導入が課題である。
81	通訳・翻訳ボランティアによる活動	国際交流課	在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図る。	市川市国際交流協会への通訳・翻訳依頼件数	70件/年	19件/年	20	翻訳や通訳の依頼内容を精査したうえで、国際交流課で対応、または市川市国際交流協会のボランティアへ業務の依頼を行い、目標は下回ったものの、依頼を受けた案件の全てに対応した。依頼内容の複雑化・専門化に対応するボランティアの育成が課題である。
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備								
個別課題23 推進体制の充実								
82	男女共同参画推進審議会の運営事業	男女共同参画課	男女共同参画の推進状況を把握し、報告すること等により、今後の推進に向けて意見をいただく。	審議会開催数	3回/年	3回/年	100	DV防止基本計画の策定等について審議していただいた。また、配偶者暴力相談支援センター設置後の状況等の報告を行い、会議では多くのご意見をいただいた。
83	男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施	男女共同参画課	男女共同参画センターを利用し、積極的に男女共同参画を進めている登録団体等と共同事業を実施する。	共催・後援事業への参加者数	180人/年	77人/年	40	市内の女性団体を統括している「市川女性の集い連絡会」と共催事業を1回実施した。共同事業数や男性の参加者の増加が課題である。
84	市民参加の推進	企画・広域行政課	市民の市政参加に関する要綱の運用状況を検証しながら、その制度の充実を図り、市民と行政の協働による自治を推進します。	パブリックコメント1件あたりの意見件数(年間)	20件/年	9件/年	40	市民の市政参加に関する要綱に基づき担当課が実施するパブリックコメントによる意見聴取の運用について、助言等の支援を行った。市民の方がより行政の取り組みに関心を持っていただくよう、周知・啓発に努める必要がある。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
85	男女共同参画に関する情報収集	男女共同参画課	千葉県や近隣市等と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関し、情報収集や情報交換を行う。	国・県・近隣市等の会議参加数	10回／年	8回／年	80	DV関係の会議や県内の男女共同参画担当者を対象とした会議に出席し、各機関の取組状況について情報交換を行ったり、懸案事項について意見交換した。今後も積極的に情報収集に努める。
個別課題24 計画の進行管理の充実								
86	男女共同参画に関する意識調査および公表	男女共同参画課	男女共同参画に関する市民意識の変化を定期的に把握することにより、男女共同参画社会の実現を推進していく。	社会全体において、「男女の地位が平等」と考える人の割合	18%	11% (eモニターアンケート)	60	eモニター、男女共同参画センター利用者へのアンケート、いずれも、平等感に対して男性と女性の意識に違いがあり、その解消が必要である。
87	計画掲載事業の実施状況把握・公表	男女共同参画課	年度毎、進捗管理事業の事業達成度を把握し、審議会に報告する。	—	—	—	—	第3次実施計画最終年の事業実施状況や評価を年次報告書として公表した。市民に分かりやすい年次報告書を作成し公表していく。

市川市男女共同参画基本計画第 4 次実施計画掲載事業見直しについて

No. 1 8

事業名	各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育		
事業概要	子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考えや立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をする。		
所管課	学校教育部 指導課		
目標	全小・中学校で人権教育に取り組む。(全小中学校数 56)		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	全小・中学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	※前年度の内容見直し 全小・中学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。	※前年度の内容見直し 全小・中学校で人権教育推進体制を整え、人権週間等に取り組む。
他の評価指標	1. ー		
	2. ー		

【見直し理由】「前年度の内容見直し」の記載から、具体的目標数値を記載するため。

No. 1 9

事業名	進路指導ノート「輝かしい未来に向かって」の活用		
事業概要	個性と能力に応じ、自立できるような進路指導を行うため、男女平等の視点に立った進路指導計画の見直しを行うなど指導の推進、充実を図る。		
所管課	学校教育部 指導課		
目標	全小学校・特別支援学校へ各学年分 2 部、全中学校へ各学年分 10 部ずつの資料を配付する。		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	全校へ配付	※前年度の見直し 全校へ配付	※前年度の見直し 全校へ配付
他の評価指標	1. 活用の状況、効果など。		
	2. ー		

【見直し理由】「前年度の見直し」の記載から、具体的目標数値を記載するため。

No. 2 1

事業名	生徒指導・教科領域指導に関する研究・研修		
事業概要	発達段階や性別にも配慮しつつ、男女共同参画意識を持った学校運営がなされるよう関係者の研修会を実施する。		
所管課	学校教育部 指導課		
目標	各研修会の実施回数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	6 回／年	※前年度の内容見直し 6 回／年	※前年度の内容見直し 6 回／年
他の評価指標	1. ー		
	2. ー		

【見直し理由】「前年度の内容見直し」の記載から、具体的目標数値を記載するため。

No. 2 3

事業名	家庭教育学級運営事業		
事業概要	様々な活動を通じて、個性や能力に応じた子どもの育成や家族とのかかわり等について学ぶ機会を提供する。		
所管課	生涯学習部 生涯学習振興課		
目標	①学級開催数 ②参加延べ人数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	①450 回／年 ②16,750 人／年	①470 回／年 430 ②17,000 人／年 14,500	①490 回／年 430 ②17,250 人／年 14,500
他の評価指標	1. 各学級の開催講座の中で、子どもの育成や家族とのかかわりに関連する講座数 家庭教育学級に参加して「家庭教育の大切さを学ぶ良い機会となった」と回答する参加者の割合		
	2. ー		

【見直し理由】市川市教育振興基本計画で新たな目標が設定されたため。

No.30

事業名	労働相談事業		
事業概要	賃金、解雇、労働時間、労災等労働条件に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じる。		
所管課	市民経済部 商工振興課雇用推進担当室		
目標	相談対応可能数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	139 人／年	139 人／年	139 人／年 116
他の評価指標	1. ー		
	2. ー		

【見直し理由】 事業見直しにより平成 25 年度は相談実施回数が少なくなる予定のため。

No.32【新規】

事業名	一般事業主行動計画策定支援事業		
事業概要	次世代育成支援対策推進法の改正により、従業員数 101 人以上の企業においても一般事業主行動計画の策定が義務付けられたことを受け、対象となるに規定する一般事業主行動計画について、市内企業に計画策定の手引やサンプル等を配布し、計画策定を支援する。		
所管課	こども部 子育て支援課		
目標	サンプル等の配布		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	80 社／年	50 社／年	30 社／年
他の評価指標	1. ー		
	2. ー		

【見直し理由】 従業員数 101 人以上の企業はほぼ全て計画策定済みであるため、配布対象を従業員数 101 人以上に限定しないようにするため。

No. 3 7

事業名	防犯対策事業		
事業概要	誰もが安心して社会参画を果たすため、安全な街づくりの実現を目指し、市民・警察・関係団体と協働してパトロール等の各種防犯対策を実施する。		
所管課	危機管理部 防犯担当		
目標	ボランティアパトロール登録者数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	3,500 名	次期防犯まちづくり行動計画による	
		3,250 名	3,500 名
他の評価指標	1. 参加人数の増加による防犯意識の高揚		
	2. —		

【見直し理由】市川市防犯まちづくり行動計画で新たな目標数値が設定されたため。

No. 3 8

事業名	家庭保育事業		
事業概要	認可保育園の待機児童解消および保護者の多様な保育ニーズに対応するため、家庭保育員による保育事業を推進する。		
所管課	こども部 保育課		
目標	①家庭保育員数②保育児童数（延べ）		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	①32 人 ②751 人／年	①37人 23	①42人 23
		②865人／年 390	②982人／年 390
他の評価指標	1. 家庭保育員および利用者に対する支援体制の整備状況		
	2. —		

【見直し理由】市川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の中間年度における見直しで新たな目標数値が設定されたため。

No.4 2 【 新 規 】

事業名	養育支援訪問事業		
事業概要	児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。		
所管課	こども部 子育て支援課		
目標	利用件数（延訪問日数）		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	360 日／年	360 日／年 200	360 日／年 200
他の評価指標	1. 利用世帯数（実）		
	2. ー		

【見直し理由】平成 22 年度実績が 177 日、平成 23 年度実績が 61 日と目標と大きくかけ離れた状態になっているため、実態と整合するよう目標数値を修正する。

No.5 0

事業名	施設整備事業		
事業概要	介護者や要介護高齢者が安心して生活できるよう在宅介護支援施設を充実させると共に、施設整備の促進を図るため整備費用の一部を補助金として交付する。		
所管課	福祉部 高齢者支援課		
目標	施設整備数（定員）		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	2 カ所（定員 150 人）／年	第 5 期市川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画による 0 カ所／年	1 カ所（定員 100 人）／年
他の評価指標	1ー		
	2ー		

【見直し理由】市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で新たな目標数値が設定されたため。

No. 5 7

事業名	健康相談		
事業概要	ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。		
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課		
目標	相談対応可能件数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	電話相談 450 回／年 面接相談 75 回／年 栄養相談 490 回／年 (合計 1,015 回／年)	電話相談 450 回／年 面接相談 75 回／年 栄養相談 490 回／年 歯科相談 180 回／年 (合計 1,015 回／年) 1,195	電話相談 450 回／年 面接相談 75 回／年 栄養相談 490 回／年 歯科相談 180 回／年 (合計 1,015 回／年) 1,195
他の評価指標	1. —		
	2. —		

【見直し理由】 歯科分を追加するため。

No. 5 8

事業名	訪問指導		
事業概要	心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身低下防止と健康増進を図る。		
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課		
目標	訪問件数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	130 件／年	130 件／年 60	130 件／年 60
他の評価指標	1. —		
	2. —		

【見直し理由】 制度やサービスの整備に伴い、業務分担され、対象者が減少傾向にあるため下方修正を行う。

No.59

事業名	健康教育事業		
事業概要	生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をする。		
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課		
目標	実施回数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	食生活講座 20 回／年 一般健康教育 260 回／年 (合計 280 回／年)	食生活講座 20 回／年 一般健康教育 260 回／年 歯科健康教育 35 回／年 (合計 280 回／年) 315	食生活講座 20 回／年 一般健康教育 260 回／年 歯科健康教育 35 回／年 (合計 280 回／年) 315
他の評価指標	1. 講座終了時にアンケートを実施して、講座後の意識や行動の変容について評価している。		
	2. —		

【見直し理由】 歯科分を追加するため。

No.60

事業名	健康づくり支援事業 推進員活動事業		
事業概要	市民が主体となり健康上の課題の解決に向け行動できるよう保健推進員、食生活改善推進員と協力して支援し、地域の健康水準の向上を図る。 ※23 年度で 5 ヶ年計画が終了、その後は事業を再検討予定。		
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課		
目標	地域支援グループ数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	10 グループ／年 (91 回 1,500 人)	次期計画による 9 グループ／年 (79 回 1,200 人)	9 グループ／年 (79 回 1,200 人)
他の評価指標	1. グループ参加者が個々に目標を設定し、達成度を個別に判断している。		
	2. —		

【見直し理由】 「次期計画による」 の記載から具体的目標数値を記載するため。

No.6 1

事業名	母子健康教育事業		
事業概要	妊娠初期から乳幼児・学童・思春期の子どもと保護者を対象に、ライフサイクルに応じた知識の普及等を行い、健やかな成長ができるよう支援する。		
所管課	保健スポーツ部 保健センター健康支援課		
目標	セミナー開催回数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	依頼健康教育 49 回／年 ,セミナー 2 回／年 母親学級 28 回／年 栄養 129 回／年 (合計 208 回／年)	依頼健康教育 49 回／年 45 セミナー 2 回／年 母親学級 28 回／年 24 栄養 129 回／年 歯科 190 回／年 (合計 208 回／年) 388	依頼健康教育 49 回／年 45 セミナー 2 回／年 母親学級 28 回／年 24 栄養 129 回／年 歯科 190 回／年 (合計 208 回／年) 388
他の評価指標	1. ー		
	2. ー		

【見直し理由】改修工事に伴い、実施回数の調整を図ったため。

No.6 5

事業名	地域交流・健康づくり		
事業概要	地域の身近な場所で「いきいき健康教室」を実施し、仲間づくりや健康づくりを推進する。		
所管課	福祉部 高齢者支援課		
目標	教室数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	82 教室／年	第 5 期市川市老人保健福祉計画による 100 教室／年 102 教室／年	
他の評価指標	1. 終了時アンケート		
	2. ー		

【見直し理由】市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画で新たな目標数値が設定されたため。

No. 8 4

事業名	市民参加の推進		
事業概要	市民の市政参加に関する要綱の運用状況を検証しながら、その制度の充実を図り、市民と行政の協働による自治を推進します。		
所管課	企画部 企画・広域行政担当		
目標	パブリックコメント1件あたりの意見件数（年間） パブリックコメントの実施件数（年間）		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	20 件／年	20 件／年	20 件／年
他の評価指標	1. 「市民と行政のパートナーシップの構築」についての満足度及び重要度（市川市市民意向調査報告書）		
	2. ー		

【見直し理由】市民参加のさらなる拡大を図るため、要綱の改正により「市民生活に影響のある」規則も対象に加えたことから、数値目標はパブリックコメント1件あたりの意見件数より、年間のパブリックコメント実施件数が適切であるため。

No. 8 6

事業名	男女共同参画に関する意識調査および公表		
事業概要	男女共同参画に関する市民意識の変化を定期的に把握することにより、男女共同参画社会の実現を推進していく。		
所管課	総務部 男女共同参画課		
目標	社会全体において、「男女の地位が平等」と考える人の割合 (e モニターアンケート調査による)		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	18%	21% 前年度実績より増	25% 前年度実績より増
他の評価指標	1. 「夫は外で働き妻は家を守る方がよい」と考える人の割合		
	2. 市川市男女共同参画社会基本条例・市川市男女共同参画基本計画・男女共同参画センターの認知度		

【見直し理由】目標数値は、概ね5年に1度実施している年齢層別無作為抽出による市民意識調査によるものではなく、e モニターアンケートにより把握しており、目標と実績にズレが生じているため、目標及び目標数値をe モニによるものに統一する必要がある。

■市川市DV防止基本計画 事業別一覧(平成24年度第1回市川市男女共同参画推進審議会資料から一部抜粋)

No.中の※印の数字は、「市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画」から進行管理を移行した第4次実施計画中の事業番号です。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり								
取組の方向(施策)1 DV根絶の啓発								
1 (※71)	広報等による人権啓発	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。	広報紙掲載回数	2回/年	2回/年	100	6月と12月の特設相談窓口、人権啓発映画会を開催するに当たり、広報いちかわに掲載。ホームページ、ポスターによる広報を実施し、PRに努めた。さらに啓発に有効な媒体を考えていく。
2	DV防止講座の実施	男女共同参画課	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。	DV防止講座の延参加者数	100人	49人	40	2回、5時間の実施。参加者数は目標を下回ったが、講座を通して、DV防止の啓発及びDV被害者への理解、支援者としての知識等の啓発に取り組むことが出来た。今後は開催日数を増やし、DV防止を啓発する。
3	DVD上映会の実施	男女共同参画課	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。	DVD鑑賞者延人数	30人	24人	90	人権週間1日特設相談窓口時に人権啓発映画会を開催し、着実な活動に取り組んだ。参加者を増やすことが課題。
4	デートDVパンフレットの活用	男女共同参画課	デートDVのパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。	配布枚数	500枚	0枚	0	効果的にパンフレットを活用できるよう、来年度配付する学校等の検討をし、さらに県で実施しているデートDV防止セミナー実施校をふまえ、配付枚数や部数を検討した。デートDVは低年齢化しており、有効な啓発を検討していく。
取組の方向(施策)2 学校での人権教育								
5	人権教室実施	男女共同参画課	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育てるような人権教室を実施する。	受講児童数	3,000人	4,550人	100	小学校の小・中・高学年それぞれの年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内26校の小学校で実施。今後は人権の花運動と同時に実施し、有効な啓発活動を行っていく。
6	人権講演会の実施	男女共同参画課	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施する。	受講生徒数	1,600人	1,156人	70	人権擁護委員が各中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。さらに人権作文コンテストに応募を働きかけていく。
基本目標Ⅱ 相談体制の充実								
取組の方向(施策)3 DV被害者の早期発見								
7	相談窓口の広報活動の充実	男女共同参画課	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。	ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数	ちらし・ハンドブック・PRカードの作成	ちらし・PRカードの作成	60	ちらしとPRカードを作成した。一人でも多くの女性のDV被害者が相談できるよう、また、市民に、支援者として理解を得られるよう配慮して、作成した。さらに関係部署の所属長説明会、庁内窓口職員への説明会を行い、有効活用を図る。
8	早期発見のための情報提供	男女共同参画課	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に発見し、速やかに、相談窓口以案内できるようなDV防止についての説明会を実施する。	DV防止についての説明会の実施回数	3回	1回	30	民生委員の地区別説明会に先駆けて、会長・副会長の代表者会議で、DV防止の啓発を実施し、各地区での説明会の重要性を理解してもらえよう取組んだ。今後も市民に寄り添い民生委員にDV防止について啓発し、一人でも多くの女性のDV被害者が相談できるよう、地区別の説明会を随時行っていく。
9	外国人に対する相談窓口の周知	男女共同参画課	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。	配布枚数	ちらし・PRカード作成	5ヶ国語を作成	100	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを作成した。今後は適切な配布場所を考えていく。
10	DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用	男女共同参画課	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるよう、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。	窓口職員の説明会参加者数	マニュアル作成	マニュアル作成	100	DV防止基本計画策定プロジェクト会議において、連携マニュアル作成のため、平成23年度に5回会議を実施し、関係部署の様々な意見を反映したマニュアルを作成した。窓口職員が有効活用できるよう説明会を実施していく。
取組の方向(施策)4 相談窓口の充実								
11 (※72)	DV専門相談員相談	男女共同参画課	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。	相談可能体制	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	週7日	100	DV相談に対応するため、相談員は全て、女性相談員(婦人相談員)とした。DV相談の増加に伴い、1日3名体制も考えていく。
12 (※73)	女性弁護士による法律相談	男女共同参画課	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。	相談件数	200件/年	136件/年	60	毎週水曜日の午後5時～6時、1日5人まで、相談可能な体制で取り組んでいる。年々、減少傾向となっており、相談が可能な条件等の見直しが必要である。
13 (※75)	子ども家庭総合支援センター	子育て支援課	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に際するともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。	活動件数	4,000件/年	4,203件/年	100	電話や庁内面接にて対応。DVについては述べ70人、実人数34人相談。うち2ケースが緊急一時保護所を利用。今後も関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行っていく。
14	通訳者情報の収集及び研究	男女共同参画課	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。	通訳者情報の収集数	10人	5人	50	国際交流課の協力を得て、ボランティアによる5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語)のDV連絡カード、ちらしの作成をした。人材登録台帳を整備していく過程で、通訳ボランティア希望の項目を設け、通訳者の情報収集に取り組んでいく。
15	施設入所の緊急協議	男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行いふさわしい施設に一時的に避難させる。	緊急一時的に施設に入所した数	3人	0人	0	それぞれの課で対応している障害者、高齢者であるDV被害者のケースについて、予防・早期発見・相談を実施し連携を図った。DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法(24年10月1日施行)に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。
取組の方向(施策)5 被害者の安全確保								
16	緊急一時保護施設との連携	男女共同参画課	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者(同伴の子どもを含む)の緊急的な安全確保をする。	民間一時保護施設等の情報収集数	5か所	6か所	100	県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。
17	安全確保のための同行や旅費等の助成	男女共同参画課	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。	助成件数	2件	0件	0	今年度は、旅費等の助成はなかったものの加害者の追跡の可能性が高く、危険度の高いケース3件については、安全確保のための同行支援を行った。今後も、ケースの実態に合わせて、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の支給を行っていく。

平成24年度第2回市川市男女共同参画推進審議会資料

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	23年度目標	23年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
取組の方向(施策)6 支援センター機能の充実								
18	相談員の人材確保	男女共同参画課	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。	女性相談員数(婦人相談員数)	5人	8人	100	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、新たに2名の女性(婦人)相談員の経験者を採用し、人材確保に取組んだ。今後も人材確保に取り組んでいく。
19	スーパーバイズ等による研修	男女共同参画課	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等(スーパーバイザー)からケースに対する助言や指導を受ける。	実施回数	—	—	—	来年度のスーパーバイズ実現に向け、予算計上し、講師の選定等に取り組み、来年度実施可能となった。
20	ケース検討会議	男女共同参画課	処遇困難ケースに対し、その対応や支援方法を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。	ケース検討会議の実施回数	4回	8回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、月1回実施し、困難事例の対応方法を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員も対応可能となるようケース会議を実施した。
21	相談環境の充実	男女共同参画課	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。	相談環境改善実施回数	1回	1回	100	印刷機を購入し、相談記録の打ち出し等スピードアップできるようになり、効率化を図ることが出来た。
基本目標Ⅲ 被害者支援の充実と加害者教育								
取組の方向(施策)7 住居に関する支援								
22	市営住宅等の情報提供	男女共同参画課	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合、入居に関しての情報提供をする。	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数	3件	3件	100	被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、3件であった。今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。
23	母子寮等の情報提供	男女共同参画課	18歳未満の子どものいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合、子育て支援課と連携し、母子寮入居についての情報、および生活保護の情報等を提供する。	入居件数	2件	0件	0	常にケースの実態にあわせ、最善の対応を検討し助言や情報提供を行っているが、その結果、母子寮への入居は無かった。母子寮入居が適しているケースについては、子育て支援課やサポートセンターと連携して行く。
取組の方向(施策)8 就労に関する支援								
24	就労支援関連セミナー等の情報提供	男女共同参画課	厚生労働省が所管する母子関係の貸付金、助成金、奨学金、社会福祉協議会の貸付金およびマザーズハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数	3件	0件	0	証明書を発行し、支援するケースはないものの、常に自立支援のための情報提供、助言を行い自立支援のために取り組んだ。相談者には、常に、ケースの状況に適した就労の助言を行い、自立に向けた就労支援を行っていく。
取組の方向(施策)9 子どもに関する支援								
25	学校、保育園、幼稚園とのケース協議	男女共同参画課	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。	協議ケース数	5件	3件	60	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、逃げる準備や逃げているケースについて、追跡等の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保に取り組んだ。迅速に関係部署と連携を図り、より一層、子どもの安全・安心を図っていく。
26	児童相談所とのケース協議	男女共同参画課	被害世帯の子どもに心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し支援します。	児童相談所との連携件数	3件	4件	100	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した。今後も児童虐待があった場合は児童相談所と迅速に連携していく。
取組の方向(施策)10 継続的な支援								
27	ケース相談の継続	男女共同参画課	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。	相談ケース実数の中の継続相談ケース割合	90%	82%	90	配偶者暴力相談支援センター開設に伴い、知名度も高くなり前年に比べ他市、他県から市川市に逃げてくるケースが1割ほど増加し、他市へ逃げたケースも1割ほど増加した。今後も被害者の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。
取組の方向(施策)11 加害者教育の研究								
28	加害者への更生支援の調査・研究(※74)	男女共同参画課	加害者に対する再発防止更生プログラムの研究をする。	情報収集件数	3件	4件	100	加害者更生プログラムの有効なものは、確立されていないことから、まずは、加害者についての対応や行動等を内閣府や県、NPO法人からの資料収集をし、調査・研究に取り組んだ。今後も研究し、相談業務に生かしていく。
基本目標Ⅳ 推進体制の充実								
取組の方向(施策)12 DV防止基本計画の推進								
29	DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価	男女共同参画課	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。	—	—	—	—	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は事業の取りまとめはない。平成23年度の実施事業については、平成24年度に進捗状況の確認を行うこととなる。
30	事業の実施状況の公表	男女共同参画課	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。	—	—	—	—	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は実施状況の公表はない。平成23年度の事業実施状況の公表は、平成24年度に行うこととなる。
取組の方向(施策)13 関係部署・機関等との連携								
31	DV被害者支援ネットワーク会議の実施(※76)	男女共同参画課・子育て支援課	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加してもらい、各所管で生じた事例の対応に関する課題点、課題等について協議し、連携を深める。	開催回数	1回/年	0回/年	0	DVと児童虐待は密接な関わりがあるため千葉県と同じように、既存のいちかわ子ども人権ネットワーク会議と一緒に開催できるか、否かを関係課で協議をした。現在、会議の発足に向け、関係部署と協議している。
32	民間協力団体の立ち上げ	男女共同参画課	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。	DV防止講座の実施数	1回	2回	100	「DV被害者サポーター養成講座～初級～」を実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解および支援者として知識等の啓発に取り組み、講座修了者8名からなる男女共同参画センターの登録団体が発足した。今後もDV関連の講座等を実施し、DV被害者のサポーターを増やしていく。

市川市 DV 防止基本計画掲載事業見直しについて

事業番号 7 相談窓口の広報活動の充実

事業概要	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。		
所管課	総務部 男女共同参画課		
目標	ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数 ちらし等の配布設置箇所数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	ちらし・ハンドブック・PRカードの作成	ちらし 1,000 枚 ハンドブック 500 冊 PRカード 500 枚 35 箇所	ちらし 2,000 枚 ハンドブック 500 冊 PRカード 500 枚 45 箇所
他の評価指標	1. ちらし等の配布設置箇所の数 ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数		
	2. ちらし、ハンドブック、PRカードの利用者数		

【見直し理由】事業の効果をよりの確に把握するため、目標と目標数値を変更する。

事業番号 9 外国人に対する相談窓口の周知

事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。		
所管課	総務部 男女共同参画課		
目標	配布枚数 ちらし等の配布設置箇所数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	ちらし・PRカード作成	各 200 枚 35 箇所	各 400 枚 45 箇所
他の評価指標	1. 翻訳言語数		
	2. ー		

【見直し理由】事業の効果をよりの確に把握するため、目標と目標数値を変更する。

事業番号 11 女性のためのDV専門相談員相談（第4次実施計画 No.72）

事業概要	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。		
所管課	総務部 男女共同参画課		
目標	相談可能体制		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	相談員 1 日 2 名 以上勤務する日を週 3 日とする	相談員 1 日 2 名 3 以上勤務する日を週 3 日とする	相談員 1 日 2 名 3 以上勤務する日を週 4 日とする
他の評価指標	1. 相談者の満足度		
	2. 相談環境の整備、相談員の充実		

※目標数値（平成 22 年度実績）相談員 1 日 2 名以上勤務する日は週 2 日

【見直し理由】平成 23 年度から一般相談員とDV相談員を統合し、全員を女性相談員（婦人相談員）としたため、事業名と目標数値を修正する。

事業番号 14 通訳者情報の収集及び研究

事業概要	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。		
所管課	総務部 男女共同参画課		
目標	通訳者情報の収集数 通訳者の協力回数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	10 人	20 人 10 回	30 人 10 回
他の評価指標	1. 通訳者の協力数 通訳者情報の収集数		
	2. —		

【見直し理由】事業の効果をよりの的確に把握するため、目標と目標数値を変更する。

事業番号 15 施設入所の緊急協議

事業概要	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行いふさわしい施設に一時的に避難させる。		
所管課	(総務部) 男女共同参画課 (福祉部) 地域福祉支援課 障害者支援課		
目標	緊急一時的に施設に入所した数 関係部署との協議回数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	3 人	3人 回	3人 回
他の評価指標	1. 施設入所者の満足度		
	2. —		

【見直し理由】 事業の効果をよりの確に把握するため、目標と目標数値を変更する。

事業番号 17 安全確保のための同行や旅費等の助成

事業概要	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。		
所管課	総務部 男女共同参画課		
目標	助成件数 同行支援件数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	2 件	2件 5	2件 5
他の評価指標	1. 安全確保に関する満足度		
	2. 同行支援件数 助成件数		

【見直し理由】 事業の効果をよりの確に把握するため、目標と目標数値を変更する。

事業番号 24 就労支援関連セミナー等の情報提供

事業概要	厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付金およびマザーズハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。		
所管課	総務部 男女共同参画課		
目標	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数 —		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	3 件	5 件 —	5 件 —
他の評価指標	1. 就労に結びついた件数		
	2. 助成金、奨励金の受給件数		

【見直し理由】 情報提供が必要な場合は全てに関し行っているため、目標見直しが必要となった。

事業番号 31 DV被害者支援ネットワーク会議の実施（第4次実施計画 No.76）

事業概要	男女共同参画課、子育て支援課を中心に、関係各課、警察、健康福祉センター等に参加をしてもらい、 DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対し、関係機関等で構成されるネットワーク会議を立ち上げ、 各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について協議し、連携を深める。		
所管課	（総務部） 男女共同参画課、（こども部） 子育て支援課 （福祉部） 地域福祉支援課、障害者支援課		
目標	開催回数		
目標数値	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	1 回/年	1 回/年 会議設置準備	2 回/年
他の評価指標	1. 内容		
	2. —		

【見直し理由】 計画策定時の事業概要から、高齢者支援課、障害者支援課も含めた内容の会議とすることになり、事業概要等に変更が生じたため。